

# 産業医連絡会議設置要綱

15川総職第123号

平成15年5月19日

(目的及び設置)

第1条 川崎市、川崎市上下水道局、川崎市交通局、川崎市病院局、川崎市消防局及び川崎市教育委員会の職員の安全衛生の向上と健康の保持増進を図るため、産業医職場巡視や健康診断の実施等について審議を行うため、産業医連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、審議する。

- (1) 産業医体制に関すること。
- (2) 産業医職場巡視に関すること。
- (3) 健康診断の実施及びその結果に基づく措置に関すること。
- (4) 長期療養者に関すること。
- (5) 安全衛生委員会活動に関すること。
- (6) 公務災害及び通勤災害の防止に関すること。
- (7) その他労働衛生管理及び健康管理に関すること。

(組織)

第3条 会議は、各任命権者の産業医をもって組織する。

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長及び副議長を置き、各産業医の互選により定める。

- 2 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、第3条に掲げる産業医の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、半数に満たない場合において、第1条の目的に照らし審議に足ると議長が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 議事は、出席した産業医の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会議を構成する産業医若干人で組織する。
- 3 部会の属すべき産業医は、議長が会議に諮って指名する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を会議に報告するものとする。

6 第2項から前項までに規定するもののほか、部会については、前2条の規定を準用する。

7 会議は、あらかじめ指定する事項について、部会の決議をもって会議の決議とすることができる。

(会議の開催)

第7条 会議は、原則として、年3回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(関係者の出席等)

第8条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務企画局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。